

分 別 収 集 計 画
(第 8 期)

大 月 市

(平成28年6月)

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	1
6	容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係わる分別の区分	2
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定す る主務省令で定める物の量の見込み	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定す る主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	3
10	分別収集の用に供する者に関する基本的な事項	4
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	4
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

1 計画策定の意義

廃棄物を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しており、社会が持続ある成長を続けるためには、使い捨てのライフスタイルから資源を有効に利用して廃棄物をできるだけ減らすとともに、市民・事業者・市の三者が、主体的にそれぞれの役割と責任を分担し、ごみの減量・再資源化に取り組むことにより、環境への負荷を出来るだけ低減する「資源循環型社会」を形成していくことが求められている。

本市では、大月・都留の両市で設立した一部事務組合（大月都留広域事務組合）により、ごみ処理施設及びリサイクルプラザを併用した「まるたの森クリーンセンター」を設置し、全地域を対象に再資源化による分別収集に取り組んでいる。

本計画は、このような中で「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づき、容器包装廃棄物の発生抑制及び分別収集を推進し、ごみの減量化・資源化のため、市民・事業者・市それぞれの役割と責任を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

今後も、前期計画に引き続き、容器包装廃棄物の循環処理が一層進展するよう、本計画を円滑に実施し、環境への負担の少ない資源循環型社会を目指し、美しいふるさとづくりを推進していくものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・廃棄物を適正に処理できる体制を維持し、環境への負荷を軽減する循環型社会の構築を図る。
- ・市民・事業者と市が一体となったごみ減量化・リサイクル運動の積極的な展開を図る。
- ・さまざまな情報を公開し、共有することができる啓発活動を展開していく。
- ・容器包装廃棄物の分別収集対象品目の徹底周知により、一層の資源化の促進を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙パック、その他の紙製容器包装、段ボール、ペットボトル、白色トレイを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	681t	667t	650t	635t	617t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

- ・ごみ減量化推進協議会等を通じ、地域との連携強化を行うと共にボランティア団体等の実施する清掃活動を支援し、ごみの減量とリサイクルの重要性を周知するよう啓発活動の充実を図る。
- ・ごみの減量やリサイクルに対する意識の醸成を図るために、要請に応じて職員が自治会等へ出向き説明をする出前講座を実施していく。
- ・広報等を利用することでごみ処理に関する情報を広く公開し、処理の前の抑制という意識を市民、事業者問わず高めていく。

(2) マイバッグの推進と過剰包装の抑制

- ・繰り返し使用が可能なマイバッグ等の持参の普及啓発等を積極的に行うとともに、スーパーマーケット等の小売店などに対して容器包装の使用抑制や、包装の簡素化及びリターナブル容器、再資源を原料とした製品の積極的な利用、販売に努めるよう協力を求める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民・事業者の協力度、現在の収集体制、選別処理能力及び施設設備等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミの製容器	アルミ缶
主として ガラス製の容器 ・ 無色のガラス製容器 ・ 茶色のガラス製容器 ・ その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック製品
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	30t		30t		30t		29t		29t	
主としてアルミの製容器	32t		31t		31t		30t		29t	
無色のガラス製容器	(合計) 13t		(合計) 13t		(合計) 13t		(合計) 13t		(合計) 12t	
	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量
	13t		13t		13t		13t		12t	
茶色のガラス製容器	(合計) 31t		(合計) 31t		(合計) 30t		(合計) 30t		(合計) 29t	
	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量
	28t	3t	28t	3t	27t	3t	27t	3t	26t	3t
その他のガラス製容器	(合計) 33t		(合計) 32t		(合計) 32t		(合計) 32t		(合計) 31t	
	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量
	20t	13t	19t	13t	19t	13t	19t	13t	18t	13t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	5t		5t		4t		4t		4t	
主として段ボール製の容器	163t		160t		156t		152t		148t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 24t		(合計) 23t		(合計) 22t		(合計) 21t		(合計) 20t	
	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量
		24t		23t		22t		21t		20t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 39t		(合計) 38t		(合計) 37t		(合計) 36t		(合計) 35t	
	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量
	39t		38t		37t		36t		35t	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量
	1t		1t		1t		1t		1t	
（うち白色トレイ）	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量	(引渡さ し)る量	(独自 処理)量
	1t		1t		1t		1t		1t	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込については、下記の通り設定する。

直近年度の分別基準適合物等の収集実績（引渡さしる量＋保管場所保管量）×人口変動率

なお、将来人口推計は国立社会保障・人口問題研究所の発表データを基に次のとおり設定した。

平成29年度 25,093人 (対前年度比) 97.6%	平成30年度 24,533人 (対前年度比) 97.8%	平成31年度 23,966人 (対前年度比) 97.7%	平成32年度 23,390人 (対前年度比) 97.6%	平成33年度 22,807人 (対前年度比) 97.5%
---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール缶	スチール缶	指定ごみ袋 及び 半透明袋	組合による定期収集	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
	アルミ缶	アルミ缶			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類			
	茶色のガラス製容器				
	その他のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製品容器	紙パック	紐結束		
	段ボール	段ボール			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	指定ごみ袋 及び 半透明袋		
	白色トレイ	白色トレイ			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現在の施設で中間処理を実施する。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	スチール缶	指定ごみ袋 及び 半透明袋	平ボディ車 及び パッカー車	リサイクルプラザ (選別・圧縮施設)
アルミ缶	アルミ缶			
無色のガラス製容器	びん類			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製品容器	紙パック	紐結束		
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	指定ごみ袋 及び 半透明袋		
その他プラスチック製の容器包装	白色トレイ			

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施し重要な事項 (法第8条第2項第7号)

- ・ 市民、地区代表による「大月市ごみ減量化推進協議会」を設置し、ごみ排出抑制、リサイクルの推進に努めている。
- ・ 市民対象の出前講座の開催により、ごみ減量化とリサイクル運動の啓発に努めている。
- ・ 毎年度、品目別に収集実績を確認・分析を行い、次回計画改定時の資料とする。